

## 参加意思表明書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請します。

### 招請の趣旨

介護保険法では、年間一定以上の介護報酬額がある介護サービス事業者及び新たに指定又は許可を受けて介護サービスの提供を開始した事業者について、その提供するサービスの情報を事業所又は施設が存する都道府県の知事（指定都市の区域に存するものについては、当該市の市長）に対して報告することを義務付けるとともに、都道府県知事（指定都市の市長）は報告があった情報を公表しなければならない旨定めています。【第115条の35】

この「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険サービスの利用者等が簡便に様々な介護サービスや事業所・施設を比較検討し、主体的な選択ができるようにすることを目的として、平成18年から運用されています。

情報公表事務（事業所又は施設からの介護サービス情報の報告の受理及び公表をいいます。）については、都道府県知事（指定都市の市長）が指定する者（「指定情報公表センター」といいます。）に行わせることが介護保険法で認められており【第115条の42】、大阪府では社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を指定情報公表センターに指定して行わせています。

なお、大阪府では、介護サービス情報を報告する事業所及び施設から地方自治法に基づき手数料を徴収しており、この手数料徴収事務も、併せて指定情報公表センターに行かせています。

情報公表事務を行うには「介護サービス情報の公表」制度の仕組みや変遷、全国共通の情報公表システムについての理解・習熟のほか、福祉・介護サービスに関する広範な知識が不可欠であることから、府域の社会福祉の増進を目的に設立された社会福祉法に基づく法人であり、高齢者福祉施策に関する業務の履行実績を長期にわたって多数有する社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「特定法人」といいます。）が情報公表事務を実施し得る唯一の法人と考えます。

また、特定法人は、平成24年度から継続して情報公表業務を誠実にを行っています。

以上のことから、特定法人に引き続き指定情報公表センターとして情報公表事務を行わせる予定にしていますが、特定法人以外の法人で指定情報公表センターとして情報公表事務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思表明書の提出を招請する公募を実施するものです。

参加意思表明書の提出がない場合は、特定法人に引き続き情報公表事務を行わせるための手続に移行します。

参加意思表明書の提出がある場合は、当該参加意思表明書を提出した法人及び特定法人による競争手続を行います。

令和2年11月2日

大阪府知事 吉村 洋文

## 参加意思の公募手続に関する説明書

### 1. 業務の内容

実施年度	令和3年度（令3.4.1～令4.3.31）
業務名	介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センター運営業務
業務概要	別紙1のとおり
履行場所（指定情報公表センターが情報公表事務を行う事務所）	大阪府内
履行期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
支払い条件	精算払
特定法人の名称、所在地	名称 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 所在地 大阪府中央区中寺一丁目1番54号
令和2年度の契約金額	12,981,744円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2. スケジュール

説明書等の交付	交付期間	令和2年11月2日（月）午前10時から 令和2年11月27日（金）午後4時まで
	交付場所	4. 担当課に記載の事務所 （郵送による交付は行いません。）
質問及び回答	質問受付期間	説明書等の交付期間に同じ
	質問方法	様式第3号に具体的に記入し、FAXで提出してください。 FAX 06-6910-7090
	最終回答日	令和2年12月1日（火）
	回答方法	介護事業者課ホームページ <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kohyo_top/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kohyo_top/index.html</a> に掲載します。
参加意思表明書の提出	提出期間	令和2年11月4日（水）午前10時から 令和2年12月2日（水）午後4時まで
	提出場所	4. 担当課に記載の事務所
	提出方法	様式第1号に必要事項を記入し、必要書類を添付して持参又は郵送してください。（書留郵便等の配達記録が残る方法で、提出期間内に必着のこと）
参加意思表明書を提出した法人及び特定法人による競争手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加提出書類等、後日に別途お知らせします。</li> <li>特定法人からの介護保険法第115条の42第2項の申請があり次第、審査を行います。</li> </ul>	
審査結果の通知	1月下旬予定（電話及び郵送）	

（注）申請、請求、受付、質問、回答閲覧の期間中の受付は、午前10時までから午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに月曜日から金曜日までの午後零時15分から午後1時までを除く。

### 3. 参加意思表明の要件

<p>介護保険法施行令第37条の11において読み替えて準用する同令第37条の3に規定する指定情報公表センターの指定の基準に抵触しない者であること。 （別紙2参照）</p>
---

#### 4. 担当課

課 名 等
大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 所在地：〒540-8570 大阪市中央区大手前三丁目2番12号 大阪府庁別館6階 電話番号：06-6944-7095 FAX：06-6910-7090

#### 【 交付書類一覧表 】

書類の名称
・参加意思の公募手続に関する説明書
・様式第1号 参加意思表明書（兼指定申請書）
・様式第2-1号 指定情報公表センター概要書
・様式第2-2号 情報公表事務に係る法人の役員等の構成
・様式第2-3号 情報公表事務の実施の方法に関する計画書
・様式第2-4号 誓約書
・様式第3号 質問書

#### 【 提出書類一覧表 】

書類の名称
・様式第1号 参加意思表明書（兼指定申請書）
・様式第2-1号 指定情報公表センター概要書 *情報公表事務の実施を決定した理事会等の議事録等の写しを添付すること。
・様式第2-2号 情報公表事務に係る法人の役員等の構成
・様式第2-3号 情報公表事務の実施の方法に関する計画書
・様式第2-4号 誓約書
法人の
・定款又は寄附行為の写し
・登記事項証明書
・令和元年度の貸借対照表及び損益計算書
・令和2年度の事業計画書及び収支予算書並びに令和3年度の事業計画書(案)及び収支予算書(案)

## 業 務 概 要

## ①法第115条の42第1項に規定する情報公表事務に係る業務

- ア 情報公表対象事業者（以下「事業者」という。）の確定（データの整備）
- イ 介護サービス情報管理システムへの事業者データの取込み
- ウ 事業者への報告用ID・パスワード等の通知
- エ 通知後の整理
- オ 事業者からの報告情報の審査
- カ 事業者情報の代行入力
- キ 事業者情報の公表
- ク 情報公表システムの利用に係る周知
- ケ 情報公表センターのホームページの開設・運営及び制度の周知
- コ 訪問調査対象事業者の登録
- サ 問い合わせ、苦情等への対応

## ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び大阪府福祉行政事

務手数料条例（平成12年大阪府条例第7号）第4条第1項の規定による情報公表事務に係る手数料徴収業務

- ア 事業者に対する納入通知等必要書類の送付
- イ 手数料の大阪府への払込み（毎月）
- ウ 手数料未納事業者への督促
- エ 手数料徴収業務の事故防止
- オ 問い合わせ、苦情等への対応

## 【参考】

事業者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	8,344件	8,496件	9,204件	9,051件	9,343件
(参考)大阪市・堺市を含む 大阪府内	15,504件	15,821件	17,283件	16,809件	17,509件

## 指定情報公表センターの指定の基準

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 法人であること。
- (2) 職員、設備、情報公表事務の実施の方法その他の情報公表事務の実施に関する計画が、情報公表事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであること。
- (3) 役員又は次のアからエまでに掲げる法人の区分に応じそれぞれアからエまでに定める構成員若しくは職員の構成が情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - ア 一般社団法人又は一般財団法人 社員
  - イ 合名会社、合資会社又は合同会社 社員
  - ウ 株式会社 株主
  - エ その他の法人 当該法人の種類に応じてアからウまでに定める者に類する者
- (4) 情報公表を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと。
- (5) 情報公表事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。
- (6) 前2号に定めるもののほか、その行う他の事業が情報公表事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。
- (7) 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこと。
- (8) 介護保険法第37条の10第1項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者でないこと。
- (9) 介護保険法第37条の11において準用する同第37条の10第1項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者でないこと。
- (10) その役員のうち第7号に該当する者がいないこと。